

令和 2 年 第12回

色麻町農業委員会総会議事録

令和2年11月25日（水）

色麻町農業委員会議事録

令和２年１１月２５日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番 号	担 当	氏 名
１	農 政	高 橋 たえ子
２	農 地	堀 籠 慶 浩
３	農 地	鎌 田 一 宣
４	農 政	早 坂 勝 一
５	農 政	渡 邊 義 彦
６	農 政	佐 藤 文 洋
７	農 地	菅 原 敏 臣
８	農 地	阿 部 きよ子
９	農 地	大 泉 貞 行
１０	農 政	早 坂 成 弘
１１	農 政	畑 中 長 悦
１２		堀 籠 勝 恵

・出席委員 １２名 ・ 欠席委員 ０名

・会議録書記 遠 藤 由 美 ・ 事務局長 山 田 栄 男

議決事項 第３６号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について
第３７号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦勞様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は１２名全員でございます。 定足数に達しておりますので、第１２回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第２２条第３項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】
議 長	それでは、９番 大 泉 貞 行 委員、１０番 早 坂 成 弘 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・
議 長	それでは議事に入ります。
議 長	第３６号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第３６号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については、省略させていただきます。
議 長	お諮りいたします。 番号８０番から番号１１２番は向町集落営農の法人化に伴う集積計画の議事であることから、一括して審議したいと思います但如何でしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声が多数でありますので、一括審議といたします。 なお、〇〇 委員が代表する法人が関係し、また、委員個人の計画する議事もあるため、農地法第３１条第１項の規定に基づく議事参与の制限によ

議 長	り、議事の審議終了まで退席願います。
	【退席後】
議 長	番号 80 番から番号 112 番まで事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 80 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社理事長 寺田^{てら}守^だ彦^{もり ひこ} さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山○○ 外 6 筆、地目 田、地積 19, 656 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 なお、権利の種類、設定を受ける者、摘要につきましてはこれ以降同一でありますので省略させていただきます。
事務局長	番号 81 番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新向町○○ 外 7 筆、地目 田、地積 14, 669 m ² 。
事務局長	番 82 号番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字塩竈東○○ー○○ 外 20 筆、地目 田、地積 39, 906 m ² 。
事務局長	番号 83 番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○○ 外 1 筆、地目 田、地積 3, 856 m ² 。
事務局長	番号 84 番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新水門○○ 外 14 筆、地目 田、地積 28, 312 m ² 。
事務局長	番号 85 番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○○ 外 7 筆、地目 田、地積 22, 907 m ² 。
事務局長	番号 86 番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新流○○ー○○、地目 田、地積 470 m ² 。
事務局長	番号 87 番、設定をする者 ○○ さん、○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新流○○ー○○ 外 6 筆、地目 田、地積 18, 803 m ² 。

事務局長	番号８８番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字西河原○○－○○ 外１８筆、地目 田及び畑、地積 ４１，８６８㎡。
事務局長	番号８９番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○○ 外６筆、地目 田、地積 １４，２００㎡。
事務局長	番号９０番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○○ 外６筆、地目 田、地積 １７，２０４㎡。
事務局長	番号９１番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新流○○－○○ 外１筆、地目 田、地積 ４，５２５㎡。
事務局長	番号９２番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目○○ 外９筆、地目 田、地積 ２８，５３０㎡。
事務局長	番号９３番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷○○－○○ 外９筆、地目 田、地積 １５，０３３㎡。
事務局長	番号９４番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新流○○ 外８筆、地目 田、地積 ２４，８５５㎡。
事務局長	番号９５番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目○○、地目 田、地積 ２，８６３㎡。
事務局長	番号９６番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈○○－○○、地目 田、地積 ２，０４１㎡。
事務局長	番号９７番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新流○○－○○ 外６筆、地目 田、地積 １３，９２６㎡。
事務局長	番号９８番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山○○－○○ 外３筆、地目 田、地積 ９，７７３㎡。
事務局長	番号９９番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新

事務局長	塩竈〇〇 外 1 1 筆、地目 田、地積 2 4, 7 3 1 m ² 。
事務局長	番号 1 0 0 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 一の関字新流〇〇 外 4 筆、地目 田、地積 1 1, 2 5 5 m ² 。
事務局長	番号 1 0 1 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目〇〇 外 2 筆、地目 田、地積 5, 7 0 2 m ² 。
事務局長	番号 1 0 2 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山〇〇－〇〇 外 7 筆、地目 田、地積 6, 9 0 6 m ² 。
事務局長	番号 1 0 3 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字向町〇〇 外 5 筆、地目 田、地積 6, 7 4 2 m ² 。
事務局長	番号 1 0 4 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目〇〇－〇〇 外 1 筆、地目 田、地積 4, 4 8 2 m ² 。
事務局長	番号 1 0 5 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目〇〇－〇〇 外 1 筆、地目 田、地積 3, 5 0 9 m ² 。
事務局長	番号 1 0 6 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈〇〇－〇〇、地目 田、地積 1, 6 2 6 m ² 。
事務局長	番号 1 0 7 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新塩竈〇〇 外 1 筆、地目 田、地積 3, 4 8 8 m ² 。
事務局長	番号 1 0 8 番、設定をする者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目〇〇－〇〇、地目 田、地積 9 3 8 m ² 。
議 長	説明の途中でございますが、番号 1 0 9 番につきましては、〇〇 委員の 関係する議事であるため、農地法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく議事参与 の制限により、議事の審議終了まで退席願います。
	【退席後】
議 長	それでは先ほどに引き続き議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長	番号１０９番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在四竈字新塩竈○○－○○ 外筆、地目 田、地積 ３ ９ ０ ㎡。
事務局長	番号１１０番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新北目○○－○○、地目 田、地積 ８ ８ ４ ㎡。
事務局長	番号１１１番、設定をする者 ○○ さん、○○さん、○○ さん、設定をする土地の所在 王城寺字弘台堂○○－○○、地目 田、地積 １ ３， ４ ９ ０ ㎡。
大泉委員	この農地について実際は花川地区の方が何人かで耕作しているが、今回の件は話をしているのでしょうか。
事務局長	実際の耕作者が誰なのかは、委員会の許可を受けた形跡はありませんので存じ上げません。いずれにせよ個人間で話し合いを行っていただいていると存じます。
大泉委員	耕作者は話を聞いていないと聞き及んでいます。
事務局長	実情を把握のうえ当事者間で話をしていただくよう指導してまいります。
事務局長	番号１１２番、設定をする者 ○○ さん、設定をする土地の所在四竈字向町○○－○○ 外 ３ 筆、地目 田及び畑、地積 ４， ６ ２ ９ ㎡。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 ８ ０ 番から番号 １ １ ２ 番は可と決しました。 【退席者着席後】
議 長	番号 １ １ ３ 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 １ １ ３ 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受

事務局長	ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新塚田○○ 外3筆、地目 田、地積 7, 202㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号113は可と決しました。 次の番号114番は、私が代表を務める法人の議事であるため、農地法第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席致します。 【退席後】
職務代理	それでは、暫時の間、私が議長を務めさせていただきます。 番号114番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号114番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 有限会社 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新高野○○ 外2筆、地目 田、地積 5, 346㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 なお、新規分は1筆で新高野の1, 993㎡でございます。
職務代理	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
職務代理	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
職務代理	全員賛成ですので、番号114番は可と決しました。 【退席者着席後】
議 長	番号115番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号115番、権利の種類 売買、設定をする者 宮城県農地中間管理機

	構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺 田 守 彦^{てら だ もり ひこ} さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新大坊○○－○○ 外 3 筆、地目 田、地積 8, 8 0 8 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 1 1 5 は可と決しました。
議 長	番号 1 1 6 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 1 1 6 番、権利の種類 売買、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人 みやぎ農業振興公社理事長寺 田 守 彦^{てら だ もり ひこ} さん、設定をする土地の所在 四竈字大原○○－○○ 外 2 筆、地目 田、地積 7, 1 5 2 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 1 1 6 番は可と決しました。 以上をもって、第 3 6 号議案、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案どおり可と決定いたしました。
議 長	第 3 7 号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長	第 3 7 号議案 農用地利用配分計画（案）の意見決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 9 条第 3 項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については、省略させていただきます。
議 長	審議に入る前に、番号 7 番から番号 9 番については、〇〇 委員が代表する法人が関係する議事のため、農地法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います。 【退席後】
議 長	お諮りいたします。
議 長	番号 7 番から番号 9 番は、設定をする者及び設定を受ける者が同一者であることから、一括して審議したいと思いますが如何でしょうか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声ですので、一括審議と致します。
議 長	番号 7 番から番号 9 番まで、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは説明申し上げますが、設定をする者及び設定を受ける者については同一者でありますので、最初は読み上げますが、以降は省略させていただきます。 番号 7 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 宮城県農地中間管理機構公益社団法人 みやぎ農業振興公社 理事長寺 田 守 彦 さん、設定を受ける者 農事組合法人 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字新白山〇〇 外 1 9 4 筆、地目 田及び畑、地積 4 1 2, 1 6 9 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。
事務局長	番号 8 番、権利の種類 賃貸借、設定をする土地の所在 四竈字新向町〇〇 外 4 筆、地目 田、地積 9, 0 9 1 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 この件につきましては、〇〇 さんが受け手でございましたが、それを法人へ変更するものでございます。

事務局長

番号 9 番、権利の種類 賃貸借、設定をする土地の所在 四竈字新北目 2
〇〇－〇〇 外 1 筆、地目 田、地積 3, 0 6 9 m²、適要につきましては記
載のとおりでございます。

この件につきましても、〇〇 さんが受け手でございましたが、それを法
人へ変更するものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号 7 番から番号 9 番は可と決しました。

【退席者着席後】

議 長

以上で、第 3 7 号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定について
は、原案どおり可と決定いたしました。

議 長

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議 長

第 1 2 回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 1 0 時 0 0 分

閉会時刻：午前 1 0 時 3 5 分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署 名 委 員 大 泉 貞 行 ㊟

署 名 委 員 早 坂 成 弘 ㊟